様式２

無線装置の仕様及び承認条件確認書

無線装置の仕様

|  |
| --- |
| システム構成 |
| 各構成機器の仕様 |
| 機器名称：   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項目 | 仕様 | 備考 | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | | 外観図 | | |   機器名称：   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項目 | 仕様 | 備考 | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | | 外観図 | | | |

承認条件

|  |  |
| --- | --- |
| （１）信号制御機のセキュリティ確保のための技術的条件 | |
| 1. ネットワークセキュリティの確保 | |
| 要求事項 | 対応 |
| 1. 当該無線装置と信号制御機の間に単向通信を採用するなど、ネットワークを通じた信号制御機内への侵入を防止する措置を講じていること。 |  |
| 1. 当該無線装置に利用するソフトウェアに関する脆弱性が存在しないか確認し、脆弱性が存在する場合には、バージョンアップやセキュリティパッチの適用、アクセス制御等の対策を講じていること。 |  |
| 1. 当該無線装置に対する不正な行為、無許可のアクセス等の意図しない事象の発生を監視していること。 |  |
| 1. 利用環境に応じて、当該無線装置に対する不正な行為等の防止対策を講じていること。 |  |
| 1. 当該無線装置に意図しない変更が加えられていないことを確認し、サプライチェーンリスクへの対策を講じていること。 |  |
| 1. 使用を想定しない当該無線装置の外部インターフェースが無効化されていること。 |  |
| 1. 不正プログラム対策 | |
| 要求事項 | 対応 |
| 1. 当該無線装置には、機器上で動作するウイルス対策ソフトウェアが存在しない場合を除き、ウイルス対策ソフトウェアを導入していること。 |  |
| 1. ウイルス対策ソフトウェア及びそのパターンファイルを最新の状態に更新していること。 |  |
| 1. ウイルス対策ソフトウェアによる不正プログラムの自動検査機能を有効にするとともに、定期的に不正プログラムの有無を確認するよう設定していること。 |  |
| 1. 信号制御機への影響 | |
| 要求事項 | 対応 |
| 信号制御機等と接続することにより、当該信号制御機が行う動作に影響を与えないこと（当該信号制御機が中央装置に接続されている場合には、当該中央装置にも影響を与えないこと）が、道路外における同型の信号制御機への接続試験の結果等により確認されていること。 |  |
| 1. ネットワーク回線のセキュリティの確保 | |
| 要求事項 | 対応 |
| 1. 権限のない者又は権限のない電子計算機が当該回線を使用できないようにすること。 |  |
| 1. 権限のない者が当該接続に関する設定変更を行えないようにすること。 |  |
| 1. 当該回線の終端間でやむを得ない場合を除き、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」において推奨される暗号技術により適切に暗号化を行うこと。 |  |
| 1. 第三者への作業委託 | |
| 要求事項 | 対応 |
| 当該無線装置の設置等に係る作業を第三者に委託する場合は、委託することで生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記各措置が講じられることを委託先に担保させるとともに、委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を提供すること。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| （２）実験の実施方法に係る遵守事項 | |
| 遵守事項 | 対応 |
| 1. 既存の信号制御機の改修を行わずに実験を実施すること。ただし、既存の信号制御機の改修を行わずに実験を実施することができない場合は、関係都道府県警察の了解を得た上で、同様の信号制御を行うことのできる実験用の臨時の信号制御機を既設のものに代えて設置することができます。この場合であっても、実験用の臨時の信号制御機による信号制御は関係都道府県警察が行うこととなります。   また、既存の信号制御機が拡張機能用の回路及び拡張機能用のソフトウェアを実装することで、「交通信号制御機仕様書（警交仕規第1012号「版５」）に規定される拡張機能を動作させることができる場合は、関係都道府県警察の了解を得た上で、既存の信号制御機の拡張機能を動作させて実験を実施することができます。 |  |
| 1. 信号制御機等に接続する無線装置の動作に必要となる電力については、実験実施場所を管轄する都道府県警察の負担とならないものとして当該都道府県警察が定める方法により確保すること。 |  |
| 1. 実験期間終了後は、原則として信号制御機等に接続している無線装置を取り外すほか、実験用の臨時の信号制御機を設置した場合や臨時的に拡張機能を動作させた場合には、都道府県警察が管理する施設等を原状に回復する措置を講じること。ただし、都道府県警察との協定書において、別途定める場合はこの限りではありません。 |  |
| 1. 実験を通じて知り得た情報を警察庁及び関係都道府県警察の許可なく外部に公表しないこと。 |  |